

組合員各位

(協) 関西ファッション連合
人材開発委員会

EUの「GDPR」、アジア諸国等との情報共有の実務

～個人情報共有のために必要な管理体制、社内規程・契約～

2018年5月25日に、EUで一般データ保護規則（GDPR）が施行され、企業への適用が始まっています。この他日本やアジア諸国でも、個人データの国外移転についての規制が導入されています。

本セミナーでは、海外に現地法人や拠点を持つ日本企業がグループ内で人事情報や取引先の情報などを共有する際や、日本企業が海外の法人と情報をやりとりする際に、どのような管理体制と規程・契約を作ればよいのか等、実務的に解説します。併せて、近時のサイバーセキュリティに関するポイントも解説します。※各種サンプルをご提供
(内容は一部変更する場合がございます)

開催日時 **平成30年7月27日(金) 13:30～17:00**

開催場所 **大織健保会館 5階 第3会議室 (大阪市中央区瓦町2-6-9)**

内 容 **1. EUとの情報共有 (GDPR)**

- (1) EUの一般データ保護規則（GDPR）の適用があるケースとは?
 - ・EUに拠点があるケース
 - ・日本でECサイトを開設しているケース
 - ・EUに取引先がありメールをやりとりしているケース
 - ・EUの展示会に出展した場合
 - (2) GDPRの適用があるケースでの対応のポイント
 - ・情報提供義務
 - ・同意の取得
 - ・情報管理 (処理の記録等)
 - (3) 域外移転 ・EU、日本、アジア諸国での共有 ・米国のクラウドサービスの利用
 - ・個人情報保護委員会の新ガイドライン[EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編]に基づいた社内規程の改定【サンプル】
- <管理体制・社内規程・契約等の整備>
- ・委託先(処理者)との契約の見直し
 - ・プライバシーポリシーの改定【サンプル】
 - ・安全管理措置の見直し 「台帳」の整備・改定【サンプル】
 - ・DPO(データ保護責任者)選任について
 - ・DPIA(データ保護影響評価)について
 - ・EU域内に代理人を置かなければならない場合とは
 - ・コーポレートサイトや自社ECでのCookie、訪問者情報の取扱い
 - ・国内、海外の親子会社間でデータ共有する上での注意事項
 - ・海外展示会での名刺交換後の注意事項

2. 米国との情報共有

3. 日本の個人情報保護法 (1) 海外法人に日本法の適用があるケースとは

(2) 日本の個人情報を海外に移転するための方策

4. アジア諸国の個人情報保護法制 中国、インドネシア、タイ、ベトナム、バングラデシュ

5. サイバーセキュリティ (1) 標的型メール攻撃 出口対策、全従業員に徹底すべきこと (2) ランサムウェアの対策 (3) IoT機器のセキュリティのポイント

講 師 **影島 広泰氏** 牛島総合法律事務所 パートナー弁護士

参加料 **組合員：無料 組合員外：10,000円(税込)**

対 象 経営者層、管理部門(総務・人事)、法務・システム担当者等

申込方法 下記「参加申込書」に必要事項を記入の上、メール又はFaxにてお申込み下さい

申込締切日 7月18日(水) E-mail kyotani@kanfa720.com 担当：京谷

お問合せ (協) 関西ファッション連合 TEL06-6228-6526 FAX06-6228-6541

.....**参 加 申 込 書**.....

(協) 関西ファッション連合 宛 (FAX: 06-6228-6541又は、6540)

会社名

TEL

申込責任者氏名

e-mail

参加者氏名	所属・役職

※申込書における個人情報は、他の目的で使用することはありません。